

令和 6 年度実施事業における安全対策について
(第 32 回「ネットワーク C a m p」)

日本リーダー養成協会

1. 健康管理

(1) 事業前

- ① 参加者の保護者に申込み時点において健康状態の留意事項の確認を行い、事業参加にあたって、注意が必要と思われる内容があれば、当日までに聞き取りを行う。
- ② 事業参加者は公益財団法人スポーツ安全協会が主管する「スポーツ安全保険」もしくは社会福祉協議会が主管するボランティア行事用保険に加入する。
※スポーツ安全保険・・・死亡 2,000 万円、入院 4,000 円、通院日額 1,500 円
※ボランティア行事用保険・・・死亡 400 万円、入院 3,500 円、通院日額 2,200 円

事業を運営するスタッフは社会福祉協議会が主管する「ボランティア活動保険」に加入する
※ボランティア活動保険・・・死亡 1,040 万円、入院 6,500 円、通院日額 4,000 円

なお、ボランティア活動保険に関しては当会の指導者として事業に参加する者は全員が加入し、当会に対する事業賠償責任においても補償されることとする。

- ③ 食物アレルギーに関して参加者がアレルギーをもつ場合は事前に保護者とその対応方法及び食事内容について聞き取りを行い、その参加者についての情報をスタッフで共有し、食材の提供については十分に配慮する。また、当会にて十分な配慮が出来ないと判断した場合は参加の辞退または食事の持参等を保護者と協議して決定する。
- ④ それぞれの、事業実施地域の救急病院をリストアップ及び可能な範囲で掲示しておく。

(2) 事業実施中

- ① 朝、夕に小グループの担当スタッフが個別に健康観察を実施する。
様子が気になる参加者についてはスタッフミーティングにてその対応を相談する。
- ② 発熱、骨折など大きな怪我や病気の場合は応急処置を実施し、病院へ搬送、処置を受ける。
事後の対応については参加者の保護者に連絡・相談する。
- ③ 事業実施中は常に緊急搬送及び病院等への引率の対応がとれるように車輛及び運転者を確保する。

2. 活動実施基準

(1) 気象注意報、警報発表時の活動実施基準

- ① 警報発令時 警報発表時は速やかに研修を中断し安全な場所へ避難する。
安全面が確保された屋内で待機し状況に応じて保護者への迎いの依頼を行う。
また、研修開始前においては研修の中止、延期を行う。
- ② 注意報発令時 注意報発表時は状況を判断し、安全な場所へ避難する。
安全面が確保された屋内での活動を実施する。
但し雷注意報発令時は下記の対応とする。

【雷注意報発表時の特例】

原則として湖上カヤック、ヨット実習は中止する。
気象予報等で雨雲、雷雲の到来が 2 時間以上と予測される場合は沿岸 50m 以内の範囲においてのみ活動を行うこととする。
但し活動時は常に気象状況を陸上で確認する者を配置し、無線機等で各指導員に伝達できる体制をとることとする。

(2) 猛暑日等の活動実施基準（熱中症等）

- ① WBGT 活動開始前にあきらかに WBGT（暑さ指数）31 度以上（参考気温 35℃）以上となる見込みであり、屋内や日陰での活動も困難である場合は、研修の中止、延期をするか、空調設備が整った施設を利用しての別の研修内容での実施が可能かを協議し、参加者または保護者に通知する。

(3) その他天候による活動実施基準

- ① 風速 風速 5m 以上となる場合、または予測される場合は湖上での活動を中止する。

(4) 情勢による活動実施基準

- ① 感染症等 感染症等の予防等政府、行政機関からの要請及び活動自粛喚起などがあった場合は研修を延期または中止する。
研修の開催にあたっては参加者の安全と健康を第一に考え実施方法や内容の変更等を行うこととする。
また感染症等が流行している時期に活動を行う場合は感染症予防の観点から研修施設内の換気やマスク着用、アルコール消毒等を適宜行うこととする。
- ② その他 世論、情勢等、研修生の安全を確保出来ないと判断した場合は研修を直ちに中止する。

2. 安全管理

(1) 海または湖での活動

- ① 水辺や川辺などでの水遊びの時間帯は指導者が水に入り、遊泳制限区域を設ける。
- ② 参加者はいかなる場合であってもライフジャケットの着用を行う。
- ③ カヌー及びヨット等を利用する実習で沿岸より 50m 以上の沖へでる場合はエンジン付のレスキュー艇を配備し、不足の事態が発生した場合にすぐに駆けつけられる様に行う。
- ④ レスキュー艇及び湖上で引率する指導員は陸上で待機する指導員と無線機等で常に連携がとれる状態を確保する。

(2) 陸上での活動

- ① 野外炊飯等、火を扱う実習時は実習前に火の扱い方、薪の割り方(ナタの取り扱い)等の技能指導を行う。
- ② 屋外で火を取り扱う者は燃えにくい材質の長袖、長ズボンを着用する。
- ③ 各グループ及び班にキャンプ経験を積んだ中学生・高校生リーダーが付き、ひとり一人に目が行き届くように活動を行う。また、中学生、高校生リーダーが存在しないグループには安全管理を行う指導員を配置する。
- ④ 活動を実施する前に活動範囲内に危険なものがないか、指導員が見回りを行う。

(3) スキー・スノーボードにおける活動

- ① 滋賀県スキー連盟の公認指導者が各グループを担当し、技能指導を行う。
指導員は常に実習生の行動に注意し、安全に配慮する。
- ② 現地本部に担当スタッフが常駐し、公認指導員と連絡がとれる体制をとる。
また、レスキュー担当スタッフをゲレンデ内に配備し実習中は常時パトロールを行う。
- ③ 現地本部に看護師を配置し、病気、怪我等が発生した場合の一次対応を行う。

3. 管理体制

事業に不足の事態が発生した場合、現地事業担当者は日本リーダー養成協会 事務局長へ速やかに状況、経過等を報告する。また事務局長不在時は日本リーダー養成協会会長が速やかに対応責任者を任命する。

事務局長（対応責任者）は必要に応じて関係機関との連絡及び保護者への対応、現場への指示を行う。

以上